

会員規約をよくお読みいただいたうえで、カードをご利用ください。

本規約に同意されない場合は、カードのご利用開始前にカードを切断し、株式会社ダイイチへご連絡ください。

なお、このカードはショッピング時にご利用いただくことはできません。

D-ONEカード会員規約

第1条（会員資格）

会員とは、以下の方をいいます。

- (1) 2024年8月31日時点で株式会社ダイイチ（以下「甲」という。）が発行するクレジットカードを所有し、かつ「D-ONEカード会員規約」（以下「本規約」という。）を承認した方で、甲がD-ONEカード（以下「カード」という。）の入会を認めた方。
- (2) 2024年9月1日以降に「本規約」を承認のうえ、甲に入会を申込み、甲がカードの入会を認めた方。

第2条（カードの貸与と取扱）

- (1) 甲は会員1名につき、1枚のカードを発行し貸与します。なお、カードの所有権は甲に属します。
- (2) 会員は、カードを貸与された時点で直ちに当該カードの署名欄に自署し、善良なる管理者の注意をもってカードを使用し、保管しなければなりません。
- (3) カードは、カード上に表示された会員のみが利用でき、カード上に表示された名義人以外の者（以下「他人」という。）に、譲渡、質入その他の担保提供、貸与、寄託、占有移転その他一切の処分をすることはできません。ただし、本規約で別に定める場合または甲が指示した場合はこの限りではありません。
なお、甲が必要と認めてカードの返却を請求したときは、会員はこれに応じるものとします。
- (4) 会員番号、会員氏名等がカード上に表示されますが、会員はこれらの表示事項を他人に使用させることはできません。
- (5) 会員が(2)、(3)、(4)に違反し、カードが他人に使用されたことにより生じた損害は、理由の如何を問わずすべて会員が負担するものとします。

第3条（有効期限）

- (1) カードの有効期限は、甲が指定しカード上に表示します。甲が適当と認める場合は、甲所定の時期に有効期限を更新した新しいカードと会員規約を送付します。ただし、甲が必要と認め、会員に通知したときは、カードの有効期限を繰り上げることができるものとします。
- (2) 会員は、新しいカードの送付を受けたときは、甲が指示した場合を除き、従前のカードは、直ちに会員の責任においてカードの磁気ストライプ部分が切断されるような形で切断し、使用不能の状態にして処分しなければなりません。なお、カードの有効期限内におけるカード利用によるお支払いについては、有効期限経過後といえども本規約を適用します。

第4条（暗証番号）

- (1) 甲は、会員より申出のあったカードの暗証番号を所定の方法により登録します。また、会員は暗証番号が本人確認用の番号であることを認識し「0000」「9999」および生年月日、電話番号、自宅住所等から推測される番号以外の数字を選択し登録するものとします。
- (2) 会員は、暗証番号を他人に知られないよう、善良なる管理者の注意をもって管理するもの

とします。登録された暗証番号が他人に使用された場合は、その損害は会員の負担となります。

ただし、登録された暗証番号の管理について、会員に故意または過失がないと甲が認めた場合は、この限りではありません。

第5条 (カードの機能)

- (1) 会員は、カードを利用して甲の指定する第一信用株式会社（以下「乙」という。）から金銭の借入を受けること（以下「カードキャッシング」という。）ができます。
- (2) カードは、融資専用カードとし物品購入には利用できないものとします。

第6条 (カードの利用方法)

- (1) 会員は、乙の定めるカードキャッシング利用可能枠の範囲内で、下記のいずれかの方法により乙からカードキャッシングを受けることができます。
 - ①乙と提携先の現金自動預払機等（ATM）にカードを入れ、登録された暗証番号を入力する等、所定の操作をする方法。この場合、会員は乙に対し、乙所定のATM手数料を支払うものとします。
 - ②乙の指定する窓口でカードを提示し、所定の申込手続をする方法。
 - ③乙所定の申込書に所定の項目を記入し、郵便で申込をする方法。
 - ④その他、乙所定の方法。
- (2) カードキャッシングの利用可能枠は、会員の希望するキャッシング利用可能枠の範囲内で乙が定める金額とし、その増額については、会員が要請しかつ乙がこれを承認した場合に限り増額するものとします。なお、乙は、会員の利用状況および信用状態等により必要と認めた場合はいつでも、キャッシング利用可能枠を変更し、または新たな融資を実行しないことができるものとします。

第7条 (カードキャッシングの支払方法と利率)

- (1) カードキャッシングの融資金は、毎月末日に締切り、会員があらかじめ指定した支払日および支払方法により、融資金に利息を加えた金額を支払うものとします。
- (2) カードキャッシングによる融資金は原則として1万円単位とし、支払回数・期間は下記の条件の内から会員が利用の際に指定した方法によります。
利率等は下記のとおりです。なお、初回返済時の利息は、融資実行日の翌日から返済日までの日割計算とします。

返済方式、元金均等払い

支払回数 (回)	1	3	5	10	15	20	24	30
支払期間	1ヶ月	3ヶ月	5ヶ月	10ヶ月	15ヶ月	20ヶ月	24ヶ月	30ヶ月
実質年率	17.95%							

利息計算方法 残債方式 利息=残元金×実質年率×利用日数÷365

利率 17.95% (実質年率)

※平年閏年にかかわらず1年を365日として計算するものとします。

元金均等分割計算により生じた10円未満の端数は初回に算入します。

(3) ATM利用手数料 (消費税別)

会員が、提携先のATMを利用してカードキャッシングを利用する場合、次回請求月に下記に定める金額を利用手数料としてお支払いいただきます。

1万円以下を借り入れた場合 /1利用につき110円 (税込)

1万円を超える借り入れの場合 /1利用につき220円 (税込)

- (4) 会員は、カードキャッシングの利用代金を甲が会員に代わって乙に立て替え払いすることを甲に委託するものとします。

第8条 (支払金等の充当順序)

会員の返済した金額が本規約に基づく期限の到来した債務の額に足りないときは、当該支払金について、また、期限の到来した債務の額を超えて支払われたときは、当該超過支払金について、いずれも甲が会員への通知なくして、甲所定の順序方法により本規約およびその他の契約に基づき甲に対して負担するいずれの債務に充当しても会員は異議ないものとしします。

第9条（請求書・残高承認等）

- (1) 甲は、会員にカード利用による支払金を請求するときは、あらかじめ利用代金明細および残高が記載された「ご利用代金明細書(兼ご請求書)」を会員の届出住所宛に送付します。
- (2) 会員が(1)の「ご利用代金明細書(兼ご請求書)」を受取った後、20日以内に異議の申立をしなかったときは、残高その他当該「ご利用代金明細書(兼ご請求書)」の内容を承認したものとみなします。

第10条（早期完済の場合の特約）

会員が約定支払期間の途中でカードキャッシングの支払金の残額を一括して支払うときは、乙所定の方法によりお支払いいただきます。

第11条（遅延損害金）

- (1) 会員が返済を遅延した場合は、本規約に基づく期限の到来した債務のうち元本部分に対する支払期日の翌日から支払済みに至るまで年19.94%(1年を365日とする日割計算)の割合による遅延損害金をお支払いいただきます。
- (2) 会員が返済の遅延等により、期限の利益を喪失した場合は、残元本に対する期限の利益喪失の翌日から支払済みに至るまで年19.94%(1年を365日とする日割計算)の割合による遅延損害金をお支払いいただきます。

第12条（カードキャッシング利用時およびお支払時の書面の交付）

会員は、乙が適当と認めた日より、乙が貸金業法第17条第1項に規定された書面の交付に代えて、同第6項に規定された書面、および貸金業法第18条第1項に規定された書面の交付に代えて、同第3項に規定された書面（何れも「ご利用代金明細書(兼ご請求書)」）を乙が乙所定の提供方法で交付することを承諾するものとしします。

第13条（費用・公租公課等の負担）

- (1) 振込手数料、収納手数料（コンビニエンスストアでのお支払いの場合）その他の甲に対するカード利用による支払金等の支払いに要する費用および甲からの返金に要する費用は、会員の負担としします。
- (2) 会員が甲から各種証明書の交付を受けたときは、会員は甲所定の手数料を負担するものとしします。
- (3) カード利用または本規約もしくは本規約に基づく費用・手数料に関して課される消費税その他の公租公課は会員の負担としします。

第14条（カードの紛失・盗難・偽造等）

- (1) カードもしくはカード情報が、紛失・盗難その他の事由により、他人に不正利用された場合（以下、「紛失等」という。）、原則として会員にお支払いいただきます。
- (2) 前項において、会員が紛失等の事実をすみやかに甲に電話等により連絡のうえ、最寄の警察に届けるとともに、甲所定の届出書を甲に提出した場合は、甲に連絡をいただいた日を含めて、61日前までさかのぼり、その後発生した分については会員の責任はないものとしします。
- (3) 前2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合、会員にお支払いいただきます。
 - ① 会員の故意または重大な過失によって紛失等が生じた場合。
 - ② 会員の家族・同居人・留守人等、会員の関係者によって使用された場合。
 - ③ 本規約に違反している状況において紛失等が生じた場合。

- ④カードの署名欄に自己の署名がない状態で紛失等が生じた場合。
- ⑤カードの利用の際に、登録された暗証番号が使用された場合。（第4条2項のただし書きの場合を除く。）
- ⑥戦争、地震等、著しい社会秩序の混乱の際に盗難や紛失が生じた場合。
- ⑦前2項の連絡・通知を甲が受理した日の61日以前に生じた損害の場合。
- ⑧会員が甲または損害保険会社の請求する書類を提出しなかったり、甲または損害保険会社が行う被害状況の調査に協力せず、または損害防止軽減のための努力をしなかった場合。
- ⑨その他、会員が甲または損害保険会社の指示に従わなかった場合。

第15条（カードの再発行）

カードの紛失、盗難、毀損、滅失等の場合には、会員が甲所定の届を提出し甲が適当と認めた場合に限り再発行します。この場合、会員は、甲所定の再発行手数料を負担することがあります。

第16条（退会・会員資格の取消およびカードの使用停止・返却）

- (1) 会員の都合により退会するときは、甲宛に甲の定める方法により、その旨の届出を行うものとします。この際、甲がとくに指示をした場合を除き、直ちに会員の責任においてカードの磁気ストライプ部分が切断されるような形で切断し、使用不能の状態にして処分し、カード利用による支払金等の未払い債務を完済したときをもって退会といたします。
- (2) 会員が次のいずれかに該当した場合、甲は会員に通知することなくカードの利用の全部または一部の停止、会員の資格を取消し、法的措置、その他の必要な措置をとることができます。

①会員が甲に届出べき事項に関し届出を怠ったまたは虚偽の申告をした場合。または、甲から要請があったにもかかわらず年収の届出（収入証明書の提出を含む）を怠った場合。

②会員が本規約に違反し、もしくは違反するおそれがある場合。

③会員がカードの利用による支払金等甲に対する一切の債務のいずれかの履行を怠った場合。

④第18条(1)から(3)までに規定する各号のいずれかの事由に該当した場合。

⑤差押・破産申立・取引停止処分があった場合その他会員の信用状態が著しく悪化したと甲が判断した場合。

⑥会員が死亡した場合または会員の親族等から会員が死亡した旨の連絡があった場合。

⑦会員が暴力団、暴力団員及び暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、以上の共生者、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）、またはテロリスト等（疑いがある場合を含む）であることが判明した場合。若しくは、以下のA Bいずれかに該当することが判明した場合。

A. 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的を持つてするなど、不当に暴力団員等またはテロリスト等を利用していると認められる関係を有すること。

B. 暴力団員等またはテロリスト等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

⑧会員が、以下の行為を行ったとき。

A. 暴力的な要求行為。

B. 法的な責任を超えた不当な要求行為。

C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。

D.風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて甲の信用を毀損し、または甲の業務を妨害する行為。

E.その他前各号に準ずる行為。

⑨「犯罪による収益の移転防止に関する法律」にもとづき本件措置をとる必要があると甲が判断した場合。

⑩その他甲が会員として不適格と判断した場合。

(3) 会員は、退会申出・会員資格取消後においてもそのカードに関して生じた一切のカード利用による支払金等についてその支払に責任を負うものとし、退会・会員資格取消であつてもすべてのカード利用による支払金等の未払債務を完済しなければならないものとします。

なお、甲が請求した場合は、未払債務の全額を一括して直ちにお支払いいただくことがあります。

(4) (2)に該当し、甲がカードの返却を求めたときは、会員は直ちに甲の指定する方法によりカードを返却していただきます。

また、甲が当該カードの回収に要した一切の費用は、会員に負担していただきます。

(5) (4)の定めにもかかわらず、甲がカードの破棄処分を求めたときは、会員は直ちに会員の責任においてカードの磁気ストライプ部分が切断されるような形で切断し、使用不能の状態にして処分しなければなりません。

(6) 会員は、退会・会員資格の取消等により会員資格を失った後においても、甲が請求したときは、保険の申請手続その他甲の指示する事項について、これに応じる義務を負うものとします。

(7) 会員は、甲が本件措置をとったことにより、会員に損害が生じた場合にも、甲に賠償の請求をしないものとします。また、甲に損害が生じたときは、会員がその責任を負うものとします。

第17条（期限の利益の喪失）

(1) 会員は、返済を1回でも遅滞したときは、当然に期限の利益を失い、当該未払債務の全額および当社に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。

(2) 会員は、次のいずれかに該当したときは、当然に期限の利益を失い、甲に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。

①自ら振出した手形、小切手が不渡になったとき、または一般の支払を停止したとき。

②差押、仮差押、保全差押、仮処分（ただし、信用に関しないものを除きます。）の申立または滞納処分を受けたとき。

③破産、民事再生の申立があったとき。

④カードを他人に貸与、譲渡、質入、担保提供等し、甲のカードの所有権を侵害する行為をしたとき。

⑤債務整理のための和解、調停等の申立があったとき、または債務整理のため弁護士等に依頼した旨の通知が当社に到達したとき。

⑥自ら経営する法人につき、破産、特別清算、会社更生、民事再生の申立または解散その他営業の廃止があったとき。

⑦甲に通知しないで住所を変更し、当社にとって所在が不明となったとき。

⑧甲からの書面による通知が届出住所宛に発送されたにもかかわらず、転居先不明、宛所に見当たらず、または受取拒否の理由で通知が到達しなかったときで当該通知発送の日より20日間経過したとき。ただし、通知が到達しなかったことについて正当な理由があり通知の名宛人がこれを証明したときを除きます。

(3) 会員は、次のいずれかに該当したときは、甲の請求により期限の利益を失い、甲に対する

一切の未払債務を直ちに支払うものとします。

①入会時に虚偽の申告があったとき。

②本規約以外の甲に対する金銭の支払債務を怠る等、会員の信用状態が著しく悪化したとき。

③その他本規約の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき。

第18条（届出事項の変更・通知等の送付）

- (1) 会員は、甲に届出した住所、氏名、勤務先、指定預金口座等について変更があった場合には、所定の届出書または甲の認める方法により、遅滞なく甲に届出していただきます。また、会員は、法令等の定めによるなど、甲が年収の申告（収入証明書の提出を含みます。）を求めた場合、甲所定の方法により遅滞なく甲に届出なければなりません。
- (2) 会員は、前項の住所・氏名変更の通知を怠った場合、甲からの通知または送付書類等が延着または不到達になっても、甲が通常到着すべきときに到着したものとみなすことに異議がないものとします。ただし、前項の住所・氏名変更の届出を会員が行わなかったことについてやむを得ない事情があり、会員がこれを証明したときはこの限りではありません。
- (3) 甲が会員宛に発送した通知が、会員不在のため郵便局に留置されたときは、留置期間満了時に、また、受領を拒否したときは、受領拒否時に、その会員に到達したものとみなします。ただし、会員にやむを得ない事情があり、会員がこれを証明したときはこの限りではありません。
- (4) 甲は、適法かつ適正な方法により取得した個人情報その他情報により、届出事項に変更があると合理的に判断した場合、当該変更内容にかかる届出があったものとして取扱うことがあります。なお、会員は、当該取扱いについて異議なく承認するものとします。

第19条（規約の変更）

本規約の改定、変更があったときには、変更内容を甲ホームページでの公表、または甲が適当と認める方法による公示をした後に、会員が規約に基づく取引をした場合、会員は変更事項または新会員規約を承認したものとみなされることに異議ないものとします。

第20条（準拠法）

会員と甲との諸契約に関する準拠法はすべて日本法が適用されます。

第21条（合意管轄裁判所）

会員は、本規約について紛争が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、会員の住所地および甲の本社を管轄する簡易裁判所および地方裁判所を管轄裁判所とします。

第22条（提出書類等）

- (1) 会員は、甲が求める書類を提出するものとします。
- (2) 会員が本規約にもとづき提出した書類は、法令で定める場合または甲が特に認めたときを除き返却されないことならびに甲が所定の時期に所定の方法で廃棄することに会員はあらかじめ同意するものとします。

第23条（犯罪収益移転防止法による本人確認）

- (1) 甲は、犯罪による収益の移転防止に関する法律にもとづく本人確認手続が、甲所定の期間内に完了しない場合、入会をお断りすることやカードの利用を制限することがあります。
- (2) 会員は、カードの貸与を受けた後も、甲が本人確認手続を求めたときは、これに従うものとします。

第24条（住民票取得等の同意）

会員は、本申込にかかる審査のため、または債権管理のために、甲が必要と認めた場合には、会員の住民票等を甲が取得し利用することにあらかじめ同意するものとします。

なお、会員は、甲が取得に際し、会員の申込書の写し、会員に対する債権の状況を証する資料、その他交付条件とされた資料を行政機関に提出することに異議がないものとします。

第25条（収入証明書の提出等）

会員は、乙から源泉徴収票等の収入、または収益その他資力を明らかにする書面（以下「収入証明書」という。）の提供を求められたときは、次のすべての事項について承認するものとします。

- ①収入証明書の提出を求められたときは、これに協力すること。
- ②提出された収入証明書の内容を乙が確認すること、および返済能力の調査に使用すること。
- ③提出された収入証明書は会員に返却できないこと。
- ④収入証明書の提出にご協力いただけないとき、あるいは収入証明書の提出にご協力いただけても当該書面の内容および返済能力の調査結果によっては、カードキャッシングの利用を停止する場合があること、またはキャッシング利用可能枠を減額する場合があること。

第26条（宣伝物等のご案内停止の申出）

会員は、乙から融資に関する宣伝物・印刷物等のご案内をすることについて、あらかじめ承認するものとします。なお、乙は会員からご案内の停止の申出があった場合は、宣伝物・印刷物等のご案内を一定期間停止する措置を取るものとします。ただし、「ご利用代金明細書(兼ご請求書)」に同封する印刷物については、停止の措置から除くものとします。

第27条（反社会的勢力の排除）

- (1) 会員は、会員が、現在、暴力団員等に該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
- (2) 会員は、自らまたは第三者を利用して第16条(2)⑧AないしEに該当する行為をしないことを確約します。
- (3) 甲は、会員が(1)もしくは(2)の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、会員によるクレジットカードの入会申込みを謝絶、または本規約に基づくクレジットカードの利用を一時的に停止することができるものとします。クレジットカードの利用を一時的に停止した場合には、会員は、甲が利用再開を認めるまでの間、クレジットカード利用を行うことができないものとします。
- (4) 会員が(1)もしくは(2)のいずれかに該当した場合、(1)もしくは(2)の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合のいずれかであって、甲とのクレジットカード会員契約を継続することが不適切であると甲が認めるときには、甲は、直ちに本契約を解除できるものとします。この場合、会員は、当然に期限の利益を失うとともに会員資格を喪失し、甲に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。

【相談窓口】

1. 本規約についてのお問い合わせ、ご相談については、株式会社ダイイチにおたずねください。個人情報の開示・訂正・削除等の会員の個人情報に関するお問い合わせ・ご相談は、株式会社ダイイチ 事業本部営業課までお願いします。
2. キャッシングについてのお問い合わせ、ご相談は、第一信用株式会社におたずねください。
第一信用株式会社
〒210-0006 川崎市川崎区砂子一丁目2番地19
電話番号 044-233-0726
貸金業登録番号 神奈川県知事(14)第01030号

【当社が契約する貸金業務にかかる指定紛争解決機関】

名 称 日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター

所在地 〒108-0074 東京都港区高輪 3-19-15
電話番号 03-5739-3861

個人情報の取扱いに関する同意事項

第1条 与信目的による個人情報の取得・保有・利用

(1) 会員は、本契約（本申込を含む。以下同じ）を含む株式会社ダイイチ（以下「当社」という。）および第一信用株式会社（以下「第一信用」という。）との取引の与信判断および与信後の管理のため、以下の情報（以下これらを総称して「個人情報」という。）を当社および第一信用が保護措置を講じた上で取得・保有・利用することに同意するものとします。なお、与信後の管理には、カードの利用確認、会員へのカードご利用代金のお支払等のご案内（支払遅延時の請求を含む）をすること、および法令に基づき市区町村の要求に従って会員の個人情報（入会申込書の写し・残高通知書等）を市区町村に提出し住民票・住民除票の写し・戸籍謄抄本・除籍謄本等（これら電子化されたものにかかる記載事項の証明書を含みます。）の交付を受けて連絡先の確認や債権管理その他の会員管理のために利用することを含むものとします。

- ① 入会申込時や入会後に会員等が、所定の申込書等契約者が記載した、または、当社に提出した書面等に記載された氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、その他の連絡先情報（Eメールアドレス、SNS アカウントその他インターネット上の連絡先を含む）、勤務先、勤務先電話番号、取引を行う目的、家族構成、住居状況等、運転免許証番号等の記号番号等本人を特定するための情報（これらの情報に変更が生じた場合、変更後の情報も含む。以下同じ。）
- ② 入会申込日、契約日、振替口座、利用可能枠、本契約に関する情報。
- ③ 本契約に基づく支払開始後の利用残高、利用明細、月々の返済状況、お電話等で当社が知りえた情報。
- ④ 本契約に関する会員等の支払能力を調査するため、または、支払途上における支払能力を調査するため、会員等が申告した資産、収入、負債。
- ⑤ 当社が適法かつ適正な方法により取得した住民票等公的機関が発行する書類の記載事項。
- ⑥ 本人確認書類、収入証明書等、法令等に基づき取得が義務付けられ、または認めることにより会員等が提出した書類の記載事項。
- ⑦ 官報、電話帳、住宅地図等において公開されている情報。

(2) 当社が当社の事務（コンピュータ事務、代金決済事務およびこれらに付随する事務）を第三者に業務委託する場合に、当社が保護措置を講じた上で、(1)により収集した個人情報を当該業務委託先に業務の遂行に必要な範囲で、個人情報を委託することに同意するものとします。

第2条 与信目的以外による個人情報の利用

- (1) 会員は、カード発行、会員管理すべてのカード機能履行のために第1条(1)①②③の個人情報を利用することに同意するものとします。
- (2) 会員は、当社が下記の目的のために第1条(1)①②③の個人情報を当社が保護措置を講じたうえで取得、保有、利用することに同意するものとします。
 - ① 当社のクレジットカード関連事業（キャッシング・ローン等の金銭貸付事業を含む。以下同じ。）における新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス
 - ② 当社のクレジットカード関連事業における市場調査・商品開発

③当社のクレジットカード関連事業における宣伝物・印刷物の送付、電話および電子メール送信等その他の通信手段を用いた営業活動

第3条 個人信用情報機関への登録・利用

- (1)会員は、当社および第一信用が、会員の本契約を含む当社および第一信用との与信取引に係る支払能力・返済能力の調査、契約途上における支払能力・返済能力の調査および与信判断ならびに与信後の判断のために、当社および第一信用が加盟する個人信用情報機関（個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集および当該機関の加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者）および当該機関と提携する個人信用情報機関に照会し、会員および当該会員の配偶者（※1）の個人情報が登録されている場合には、当該個人情報の提供を受け、当該個人情報を利用することに同意するものとします。なお、当社および第一信用は、加盟する個人信用情報機関および当該機関と提携する個人信用情報機関に登録されている個人の支払能力・返済能力に関する情報につきましては、貸金業法に従い、支払能力・返済能力の調査の目的に限って利用します。
- (2)会員に係る本契約に基づく個人情報、客観的な取引事実が、当社および第一信用の加盟する個人信用情報機関に下表に定める期間登録されることに同意するものとします。また、加盟する個人信用情報機関および当該機関と提携する個人信用情報機関の会員が、当該個人情報の提供を受け、貸金業法に従い、会員の支払能力・返済能力の調査の目的に限って利用することに同意するものとします。

登録情報	登録機関
本契約に係る申込をした事実	当社が個人信用情報機関に照会した日から6ヶ月間
本契約に係る客観的な取引事実	契約期間中および取引終了後5年以内
債務の支払を延滞等した事実	契約期間中および取引終了後5年間

- (3)当社および第一信用が加盟する個人信用情報機関の名称、所在地、お問い合わせ電話番号は下記のとおりです。また、本契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものといたします。

名称：株式会社シー・アイ・シー

(割賦販売法および貸金業法に基づく指定信用情報機関)

〒160-8375 東京都新宿区西新宿 1-23-7 新宿ファーウエスト 15 階

電話番号 0120-810-414

ホームページアドレス：<https://www.cic.co.jp/>

- (4)当社および第一信用が加盟する個人信用情報機関が提携する個人信用情報機関は下記のとおりです。

名称：全国銀行個人信用情報センター

〒100-8216 東京都千代田区丸の内 1-3-1

電話番号 03-3214-5020

ホームページアドレス：<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

名称：株式会社日本信用情報機構

(貸金業法に基づく指定信用情報機関)

〒110-0014 東京都台東区北上野一丁目 10 番 14 号 住友不動産上野ビル 5 号館

電話番号 0570-055-955

ホームページアドレス：<https://www.jicc.co.jp/>

※上記の各機関の加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記各社のホームページをご覧ください。

- (5)上記 (3) に記載されている当社および第一信用が加盟する個人信用情報機関に登録する情

報は、下記のとおりです。

氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報等。

契約の種類、契約日、契約額、貸付額、支払回数等契約内容に関する情報等。利用残高、支払日、完済日、延滞等支払状況に関する情報等

(※1) 貸金業法に基づき第一信用が利用

第4条 個人情報の提供・利用

(1) 会員は、第1条(1)①の個人情報を当社が保護措置を講じた上で提供し、当該提携先がキャッシング業務に際し利用することに同意するものとします。

キャッシング業務提携先

第一信用株式会社 〒210-0006 川崎市川崎区砂子一丁目2番地19

電話番号 044-233-0726

(2) 上記の提供・利用期間は原則として本契約終了日までとします。

第5条 個人情報の開示・訂正・削除

(1) 会員は、当社および第3条(3)で記載する加盟信用情報機関に対し、個人情報保護に関する法律に定めるところに従い、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。

① 当社に開示を求める場合には、第9条記載のお問い合わせ窓口にご連絡ください。

開示請求手続(受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等)の詳細についてお答えいたします。

② 加盟信用情報機関に開示を求める場合には、第3条(3)記載の加盟信用情報機関に連絡してください。

③ 当社の提携会社等に対して開示を求める場合には、第4条(1)記載の当社の提携会社宛に連絡してください。

(2) 万一個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、当社は、個人情報の保護に関する法律の定めるところに従い、速やかに訂正または削除に応じます。

第6条 本契約が不成立の場合および退会申出・会員資格取消後の場合

(1) 本契約が不成立の場合であっても本申込をした事実は、第1条および第2条(2)に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

(2) 当社は、D-ONEカード会員規約第16条に定める退会申出・会員資格取消後であっても、第1条、第2条の定める目的(ただし、第2条(2)を除く)および開示請求等に必要範囲で、法令等または当社が定める所定の期間、個人情報を保有し、利用します。

第7条 本同意条項に不同意の場合

当社は、会員が本契約に必要な事項(申込書等に記入・申告すべき事項)の記入、申告を希望しない場合、または本同意条項(変更後のものを含む)の内容の全部もしくは一部に同意しない場合、本契約の締結を断りまたは退会手続をとることがあります。

ただし、会員が第2条(2)①に定める市場調査、商品開発での利用、②.③に定める営業案内での利用について同意しない場合でも、これを理由に本契約の締結を断りまたは退会手続をとることはありません。ただし、当社の商品・サービスの提供ならびに営業案内を受けられない場合があることを会員はあらかじめ承認するものとします。

第8条 利用中止の申出

第2条(2)につき、同意を得た範囲内で当社が会員の個人情報を利用している場合であっても、中止の申出があった場合は、それ以降の当社での利用を中止する措置をとります。

中止の措置については、第9条記載のお問い合わせ窓口にご連絡ください。ただし、請求書

等に同封される宣伝物・印刷物については、この限りではありません。また、当該利用中止の申出により当社の商品・サービス等の提供ならびに営業案内を受けられなくなる場合があることを会員は、あらかじめ承認するものとします。

第9条 お問い合わせ窓口

個人情報の開示・訂正・削除についての会員のお問い合わせや提供・利用中止、その他ご意見の申出に関しましては、下記の当社事業本部営業課までご連絡ください。

株式会社ダイイチ 事業本部営業課

〒210-0006 川崎市川崎区砂子一丁目2番地19

電話番号 044-233-0151

第一信用株式会社 登録番号 神奈川県知事(14)第01030号

第10条 条項の変更

本同意条項は法令に定める手続により、必要な範囲内で変更できるものとします。

2024年8月31日現在